

福島赤十字訪問看護ステーション

運 営 規 程

日本赤十字社

福島赤十字訪問看護ステーション

福島赤十字訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 日本赤十字社（以下「事業者」という）が設置する 福島赤十字訪問看護ステーション（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護事業及び指定予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営規程管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護又は要支援の状態にある利用者へ、適正な指定訪問看護サービス又は指定予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という）の提供を確保する事を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問看護の提供にあたっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する
- 2 指定予防訪問看護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 5 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 7 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問看護サービスの提供は、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 福島赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 : 福島県福島市八島町7番7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 保健師又は看護師1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスの提供に関し、従業者に遵守させるために必要な事項について指揮命令を行う。

- (2) 職 員 : 保健師、又は看護師

管理者を含め常勤換算2.5名以上（常勤及び非常勤職員）理学療法士、作業療法士、言語療法士及び事務職員を必要時配置する。

職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき適切な訪問看護サービスに当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、福島赤十字病院職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。
但し、土曜日、日曜日、国民の祝日（祝日が日曜日にあたるときはその翌日）、創立記念日（5月1日）、年末年始の12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができるものとする。

(実施区域)

第7条 訪問看護を提供する実施区域は通常福島市内全域及び伊達市（伊達町、保原町、梁川町の一部）、伊達郡桑折町とする。

(訪問看護サービスの内容)

第8条 事業所で行う訪問看護サービスは利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況をふまえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する

サービス内容の例

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用料)

- 第10条 訪問看護サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする)
- 2 訪問看護に要した交通費及び死後の処置料、営業日以外に訪問看護を行った場合等その他利用料として、別表の額を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 苦情相談窓口 福島赤十字訪問看護ステーション 管理者
連絡先 024-526-3344
利用時間 営業日 8：30～17：00
- 2 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 訪問看護ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修 年2回（その他必要と認めたときは随時参加する）
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は福島赤十字病院と事業所管理者との協議に基づいて定める。

(記録の整備)

- 第13条 ステーションは、訪問看護に関する記録（管理、訪問看護、会計及び設備備品に関するもの）を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管しなければならない。

(個人情報の守秘義務)

第14条 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

2 事業者は従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これからの秘密を保持すべき旨を、従業員を雇用契約の内容とする。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するために従業員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の事業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画 BCP)

第17条 事業所は平時より、災害が発生し被災することを想定して、事業が回

復し、復旧するための事業計画を立て事業所の役割を果たすこととする。

(1) 事業所において、自然災害発生時における業務継続計画を整備し定期的な検証・見直しを実施する。

(2) 事業所において、従業者に対し、定期的な訓練・研修を実施する。

付則

この規程は平成 11 年 1 月 4 日 改訂

この規定は平成 14 年 7 月 10 日 改訂

この規定は平成 17 年 11 月 10 日 改訂

この規程は平成 18 年 4 月 1 日 改訂

この規定は平成 24 年 4 月 1 日 改訂

この規定は平成 26 年 4 月 1 日 改訂

この規定は平成 27 年 4 月 1 日 改訂

この規定は令和 1 年 10 月 1 日 改訂

この規定は令和 4 年 12 月 1 日 改訂

この規定は令和 5 年 7 月 1 日 改訂

この規定は令和 6 年 1 月 15 日 改訂

(別表)

その他利用料（介護保険）

その他	交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、通常実施地域の境から住居地までの実走距離で計算（実走 1km まで 100 円 1km を超える場合は 1km 毎 100 円）
	*死亡時処置料（処置セット代を含む） 11,000 円 *日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

その他利用料（医療保険）

差額実費費用		
1	加算算定日以外の 90 分を超える訪問看護 30 分毎	1,500 円
2	営業日以外の訪問看護加算 1 時間毎	2,000 円
3	死亡時処置料（処置セット代を含む）	11,000 円
	*日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

交通費	片道 5km まで	200 円
	片道 5.1km～10km まで	400 円
	片道 10.1km 以上	600 円

*上記金額は、全て税込である